

[注意]指定する土地の区域に、開発行為が認められていない農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域が下図(緑着色部分)のように含まれていますので、ご注意ください。

# 参考図



凡例

区域境界線	
建築物の用途の指定に係る区域境界線	
農用地区域	

**※建築物の用途**

施行規則第6条第2号から第4号に掲げる建築物並びに第5号に掲げる建築物のうちその他の衣服・繊維製身の回り品製造業のうち靴下製造業、染色整理業のうち靴下仕上業、織物業、ニット製外衣・シャツ製造業、その他のプラスチック製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業、輸送用機械器具製造業及び精密機械器具製造業を営む工場の用途

**基本用途ゾーン**

・一戸建住宅、一戸建兼用住宅

※1) いずれも地階を除く階数が3以下のものに限る。  
また、一戸建兼用住宅は、第一種低層住居専用地域において建築できるものに限る。

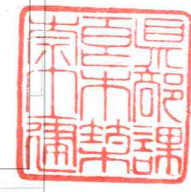
**用途指定ゾーン(タイプ3)**

- ・店舗(500㎡以内)
- ・車庫(床面積300㎡以内)
- ・研究所、事務所、倉庫(床面積300㎡以内)
- ・工場(第1種住居地域で許容されている業種で床面積300㎡以内※2)
- ・地域振興産業の工場(床面積300㎡以内※2)

※1) いずれも地階を除く階数が2以下のものに限る。  
※2) 工場にあっては作業場の床面積の合計が150㎡以内のものに限る。  
※3) 「建築物の用途」の詳細は、左上の表を参照のこと。

農地法第4条第2項第1号口に掲げる農地(甲種農地・第一種農地)を除く。

平成23年5月10日変更  
〔県告示第80号〕



1/2,500

0 100 200

25-16A:安部A